

平成25年度第3回 新たな市政運営の総合的な指針に係る庁内策定検討
委員会専門部会

日時 2013年5月16日(木)

午前9時30分

場所 消防作戦室

日 程

1 開会

2 議題

- (1) 合同検討会議の結果について(資料1)
- (2) 指針の全体構成, 総合計画との差別化, 重点化について
- (3) 長期展望について
- (4) 将来像について
- (5) 重点政策について
- (6) 指針の名称について
- (7) 市民ワークショップの手法について
- (8) その他

3 閉会

(事務局 企画政策課 内線2171)

合同会議結果を踏まえた論点と課題の整理について

1 意見提案と課題点

(1) 1班の意見提案と課題

ア 意見提案の概要

- ・ 素案1を基本とする。
- ・ 個別計画を取り込むことで指針を「ファジー」にする。
- ・ 政策を重点化することで総合計画と差別化する。
- ・ シンプルにするためにも行財政改革等の内容は不要である。

イ 意見提案の課題点

- ・ 個別計画がない場合や個別計画の改定が先行してしまう場合に対応が困難である。
- ・ 個別計画を含めることにより、屋上屋を重ねているように見えてしまう可能性がある。

(2) 2班の意見提案と課題

ア 意見提案の概要

- ・ 素案1を基本とする。
- ・ 市長公約等は将来像の説明等のなかで溶け込ませる。
- ・ 市長公約、施政方針との整合を図り、市政の継続性を担保する。
- ・ 政策は課題を捉えた上で総合的に位置づける。
- ・ 重点化は事業に対して行う。
- ・ 前文を活用することも想定する。

イ 意見提案の課題点

- ・ 総合計画との差異が明瞭となる。
- ・ 事業のみが重点化される可能性があるため、構成に留意する必要がある。

(3) 3班の意見提案と課題

ア 意見提案の概要

- ・ 総合計画との差異を明確化するためには、構成の抜本的な変更が必要である。
- ・ 長期展望は長期的課題と喫緊の課題に仕分けをする必要がある。

- ・ 課題，市長公約，都市像は前文化して，重点目標を強調するような構成とする。
- ・ 都市像は市歌，市民憲章，過去の将来像等から普遍的な要素を盛り込みつつ，あくまでも行政の都市像として位置づける。総合計画の基本構想のような市民合意，合意形成型ではなく，行政課題解決型としての構成に徹底する。
- ・ 短期計画で取り込めない事業化が前提となる事業，熟度や変更要因の大きい事業についても説明責任として位置づけることが必要である。

イ 意見提案の課題点

- ・ 長期的な視点が強調されないため，短期的短絡的という印象を与える。
- ・ 構成の詳細な検討結果が明らかではないため，実態として構成できるかに不安がある。

2 共通的事項

(1) 頻度の高かったと思われる意見提案等

- ・ 構成要素としては，素案の内容が必要であるが，行財政改革の部分など，重複する事項，取組（推進）方法については精査をして簡潔にする。
- ・ 長期展望にはプラスの要素も盛り込んでいく。
- ・ 将来像（都市像）は重点化しない形で位置づける。
- ・ 部門課題からボトムアップしたほうが良い。
- ・ 事業を位置づけてから議論したほうが良い。
- ・ 重点化は政策，施策，事業レベルのなかで行う。

(2) 意見提案の課題

- ・ 事業からのボトムアップについては，現状の策定スケジュールとスキームからは困難である。事業を想定しつつ検討するレベルであれば可能である。

3 各意見提案の比較検討

(1) 構成内容

次表のとおりであるが，それぞれの構成内容に記述する要素によっては検討結果の意図と異なる可能性がある。

構成内容	1 班	2 班	3 班
長期展望（課題）	○	○	○
長期展望（方向性）	○		
時間軸による課題仕分け	○		○
将来像	○	○	○ (行政の都市像)
重点目標（政策）	○ (重点化)	○ (総合化)	○ (できれば重点化)
分野別方針（施策）	○ (個別計画)	○ (重点化傾向)	○ (できれば重点化)
重要・主要事業	×	○	○
長期的な課題案件	×	○	○
行財政運営のあり方	×	○	×
中期財政見通し	○	○	○
公共施設再整備の考え方	○	○	×
資料	○	○	○
重点化部分	政策・施策	事業	政策・施策
総合計画との差別化	○	△	◎

4 再検討の論点

(1) 総合計画との差異の明確化

構成と記載内容によって総合計画との差異を明確化する。

ア 将来像（都市像）（キャッチフレーズ）を目立たせない（目立たせる）。

イ 指針の重点化計画としての位置づけを強調し、重点政策を構成の前半で記述する（記述しない）。

ウ 将来像等よりも前に位置づける（位置づけない）。

エ 裏づけや背景については、本章中ではできるだけ簡潔にし、資料編のなかで詳細を示す（本章中に示す）。

ウ 前文のなかに、行政計画であること（計画の趣旨）、現状分析等を簡潔にまとめる（まとめない）。※前文の定義が必要

(2) 長期展望の内容

ア 長期的な課題の対応（裏返し）は将来像となるか、政策（重点化）となるかについて精査する。

イ 将来的な見通しとして、政策転換でも解決が困難な所与の前提を示す（示さない）。

ウ どのような方向性に立つのか（人口をどうしたいのか。土地利用をどうしたいのか）という点での方向性を位置づける（位置づけない）。

エ プラス要素の内容は何か。

(3) 将来像

ア 都市像とするかについて検討する。（将来像は議決したという経過があるため。）

イ 章立てや強調はしない（する）。

(4) 重点政策・主要な施策

ア 重点化していない政策が未実施であるように認識されることを防ぐため、重点化は事業で行う（政策・施策で行う）。

イ 施策の重点化に当たっては、総合的に示した上で「特に〇〇については重点的に取り組みます。」といった記載とする。

5 個別計画の取扱

屋上屋にならないよう指針を策定する必要があるが、指針が重点化計画となる段階で、各部門の計画行政を推進するための仕組みとして、個別計画は構成、内容も含めた再整理、新たな策定等が必要となる。